

議第 4 号

山形県教育委員会における押印の見直しのための整理に関する規則の設定について

山形県教育委員会における押印の見直しのための整理に関する規則を次のように制定する。

山形県教育委員会における押印の見直しのための整理に関する規則

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第1条 教育職員免許状に関する規則(昭和30年4月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「㊤」を削る。

(山形県立高等学校管理運営規則の一部改正)

第2条 山形県立高等学校管理運営規則(昭和41年4月県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中

	㊤
	㊤

を

㊤

に改める。

別記様式第6号中

	㊤	
年	月	日

を

年	月	日

に改める。

(山形県体育施設条例施行規則の一部改正)

第3条 山形県体育施設条例施行規則(昭和41年7月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第2号甲及び別記様式第3号中「㊤」を削る。

(山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部改正)

第4条 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則(昭和49年12月県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第1号の2中 「申請者 氏 名 ㊤
保護者 氏 名 ㊤」 を

「申請者 氏 名
保護者 氏 名
(記名押印又は署名)」 に改める。

別記様式第3号、別記様式第5号及び別記様式第7号中「氏名 ㊦」を
「氏名
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県教育委員会聴聞の手續に関する規則の一部改正)

第5条 山形県教育委員会聴聞の手續に関する規則(平成6年10月県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号、別記様式第4号、別記様式第6号及び別記様式第7号中
「氏名又は名称及び代表者氏名 ㊦」を 「氏名又は名称及び代表者氏名
(記名押印又は署名)」 に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

提 案 理 由

行政事務の簡素、効率化と県民の利便性の向上を図るため提案するものである。

平成19年12月20日提出

山形県教育委員会

教育長 山 口 常 夫

県民の立場に立った各種申請手続きの見直しについて

1. 目的

やまがた集中改革プラン（平成18年1月策定）等に基づき、各種申請手続きの際に、県民から求めている押印の見直し及び記載事項や添付書類の簡略化を検討し、実施することにより、行政事務の簡素・効率化と県民の利便性の向上を図る。

2. 見直しの対象

条例又は規則等に基づき、県民に対し、申請等の手続きに際して認印の押印又は添付書類を求めている事務手続きとする。

3. 見直しの手法

(1) 押印

以下に該当するものは省略を検討する。

- ① 公の施設の利用申込等で、対象が不特定の者であり、押印を求めてまで本人を確認する必要のないもの
- ② 変更届等で、単に事実・状況を把握することのみを目的としているもの
- ③ 県営住宅における入居者等県と継続的な関係にある者からの届出等で、当該本人からのものかどうかについて紛れのないもの
- ④ 個人情報の開示請求等で、当該本人であることの確認が、一連の手続の過程で運転免許証、パスポートを始めとする公的証明書の提示等他の手段により可能なもの

(2) 記載事項及び添付書類

以下に該当するものは省略を検討する。

- ① 申請書等の様式に必要以上に記載させる
- ② 類似の資料を重複して提出を求める
- ③ その他（求める理由が不明、提出部数が過剰、記載事項の省略や様式レイアウトの変更等が可能）

4. 見直し結果

- (1) 教育職員免許状の授与等の出願の際添付する履歴書の押印欄を削除
- (2) 県立高等学校等の入学願書及び誓約書の本人（生徒）押印欄を削除
- (3) 体育館の使用料減額申請等の押印欄を削除
- (4) 高等学校定時制課程及び通信制課程の修学資金貸与に係る書類について、借用証書以外の様式を記名押印または署名の選択とする
- (5) 聴聞の手続に関する各様式について、記名押印または署名の選択とする
- (6) 県立高等学校の授業料免除申請等の押印欄を削除するとともに様式の見直しを行う

【後日規則改正を提案予定】

山形県教育委員会における押印の見直しのための整理に関する規則（案）新旧対照表

第1条（教育職員免許状に関する規則の一部改正）

現 行				改 正 案			
様式第2号 履 歴 書 年 月 日				様式第2号 履 歴 書 年 月 日			
1 出願者				1 出願者			
ふりがな 氏名		旧氏名		ふりがな 氏名		旧氏名	
本籍地		生年月日及 び男女の別	年月日生 男・女	本籍地		生年月日及 び男女の別	年月日生 男・女
現住所		職業又は 職名		現住所		職業又は 職名	
—以下略—				—以下略—			

第2条（山形県立高等学校管理運営規則の一部改正）

現 行				改 正 案			
様式第5号 入 学 願 書 山 形 県 収入証紙 年 月 日				様式第5号 入 学 願 書 山 形 県 収入証紙 年 月 日			
山形県立 高等学校長殿				山形県立 高等学校長殿			
(ふりがな) 本人氏名			㊟	(ふりがな) 本人氏名			—
保護者氏名			㊟	保護者氏名			㊟
—以下略—				—以下略—			

現 行	改 正 案																														
<p>様式第6号</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">山 形 県 収入証紙</div> <p>山形県立 高等学校長殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:5%; text-align: center;">本</td> <td style="width:15%;">氏 名</td> <td style="width:80%; text-align: right;">㊦</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">人</td> <td>現住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td style="text-align: right;">㊦</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">保 護 者</td> <td>現住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本人との関係</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">—以下略—</p>	本	氏 名	㊦	生年月日	年 月 日	人	現住所		氏 名	㊦	保 護 者	現住所		本人との関係		<p>様式第6号</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">山 形 県 収入証紙</div> <p>山形県立 高等学校長殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:5%; text-align: center;">本</td> <td style="width:15%;">氏 名</td> <td style="width:80%; text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">人</td> <td>現住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td style="text-align: right;">㊦</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">保 護 者</td> <td>現住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本人との関係</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">—以下略—</p>	本	氏 名	—	生年月日	年 月 日	人	現住所		氏 名	㊦	保 護 者	現住所		本人との関係	
本		氏 名	㊦																												
	生年月日	年 月 日																													
人	現住所																														
	氏 名	㊦																													
保 護 者	現住所																														
	本人との関係																														
本	氏 名	—																													
	生年月日	年 月 日																													
人	現住所																														
	氏 名	㊦																													
保 護 者	現住所																														
	本人との関係																														

第3条 (山形県体育施設条例施行規則の一部改正)

現 行	改 正 案												
<p>様式第1号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">山形県体育施設使用許可申請書</p> <p>山形県体育館長 殿</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:5%; text-align: center;">※</td> <td rowspan="2" style="width:10%; text-align: center;">受付</td> <td style="width:20%;">年月日</td> <td style="width:20%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>番号</td> <td>第 号</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">申請者 住所又は所属 氏 名 ㊦</p> <p style="text-align: center;">—以下略—</p>	※	受付	年月日	年 月 日	番号	第 号	<p>様式第1号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">山形県体育施設使用許可申請書</p> <p>山形県体育館長 殿</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:5%; text-align: center;">※</td> <td rowspan="2" style="width:10%; text-align: center;">受付</td> <td style="width:20%;">年月日</td> <td style="width:20%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>番号</td> <td>第 号</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">申請者 住所又は所属 氏 名 —</p> <p style="text-align: center;">—以下略—</p>	※	受付	年月日	年 月 日	番号	第 号
※			受付	年月日	年 月 日								
	番号	第 号											
※	受付	年月日	年 月 日										
		番号	第 号										
<p>様式第2号甲</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">使 用 許 可 書</p> <p>山形県体育館長 殿</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:5%; text-align: center;">※</td> <td rowspan="2" style="width:10%; text-align: center;">受付</td> <td style="width:20%;">年月日</td> <td style="width:20%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>番号</td> <td>第 号</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">申請者 住所又は所属 氏 名 ㊦</p> <p style="text-align: right;">電話 番</p> <p style="text-align: center;">—以下略—</p>	※	受付	年月日	年 月 日	番号	第 号	<p>様式第2号甲</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">使 用 許 可 書</p> <p>山形県体育館長 殿</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:5%; text-align: center;">※</td> <td rowspan="2" style="width:10%; text-align: center;">受付</td> <td style="width:20%;">年月日</td> <td style="width:20%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>番号</td> <td>第 号</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">申請者 住所又は所属 氏 名 —</p> <p style="text-align: right;">電話 番</p> <p style="text-align: center;">—以下略—</p>	※	受付	年月日	年 月 日	番号	第 号
※			受付	年月日	年 月 日								
	番号	第 号											
※	受付	年月日	年 月 日										
		番号	第 号										

現 行	改 正 案
<p>様式第3号</p> <p style="text-align: center;">特別設備許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山形県体育館長 殿</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p>申請者 氏名 <u>㊟</u></p> <p style="text-align: right;">(電話 _____)</p> <p style="text-align: center;">—以下略—</p>	<p>様式第3号</p> <p style="text-align: center;">特別設備許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山形県体育館長 殿</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p>申請者 氏名 _____</p> <p style="text-align: right;">(電話 _____)</p> <p style="text-align: center;">—以下略—</p>

第4条 (山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部改正)

現 行	改 正 案
<p>様式第1号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山形県教育委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: center;">県立 高等学校 制の課程</p> <p style="text-align: center;">(科) 学年 (部)</p> <p>申請者氏名 <u>㊟</u></p> <p>保護者氏名 <u>㊟</u></p> <p>山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与申請書</p> <p style="text-align: center;">—以下略—</p>	<p>様式第1号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山形県教育委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: center;">県立 高等学校 制の課程</p> <p style="text-align: center;">(科) 学年 (部)</p> <p>申請者氏名 _____</p> <p>保護者氏名 _____</p> <p style="text-align: center;"><u>(記名押印又は署名)</u></p> <p>山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与申請書</p> <p style="text-align: center;">—以下略—</p>
<p>様式第1号の2</p> <p style="text-align: center;">世 帯 状 況 調 書</p> <p style="text-align: center;">—中略—</p> <p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>申請者氏名 <u>㊟</u></p> <p>保護者氏名 <u>㊟</u></p> <p style="text-align: center;">—以下略—</p>	<p>様式第1号の2</p> <p style="text-align: center;">世 帯 状 況 調 書</p> <p style="text-align: center;">—中略—</p> <p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>申請者氏名 _____</p> <p>保護者氏名 _____</p> <p style="text-align: center;"><u>(記名押印又は署名)</u></p> <p style="text-align: center;">—以下略—</p>

現 行

改 正 案

様式第3号

様式第3号

誓 約 書

誓 約 書

—中略—

—中略—

連帯保証人

連帯保証人

住 所

住 所

氏 名

氏 名

㊦

(記名押印又は署名)

様式第5号

様式第5号

修学資金返還債務免除申請書

修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

年 月 日

山形県教育委員会 殿

山形県教育委員会 殿

住 所

住 所

氏 名

氏 名

㊦

(記名押印又は署名)

—以下略—

—以下略—

様式第7号

様式第7号

修学資金返還債務履行猶予申請書

修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

年 月 日

山形県教育委員会 殿

山形県教育委員会 殿

申請人

氏名

住所

㊦

申請人

氏名

(記名押印又は署名)

住所

—以下略—

—以下略—

第5条（山形県教育委員会聴聞の手續に関する規則の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>様式第3号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>聴聞の主宰者 氏 名 殿</p> <p style="padding-left: 100px;">住 所 氏名又は名称及び代表者氏名 ㊦</p> <p style="text-align: center;">関係人参加許可申請書 —以下略—</p>	<p>様式第3号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>聴聞の主宰者 氏 名 殿</p> <p style="padding-left: 100px;">住 所 氏名又は名称及び代表者氏名 _____ <u>（記名押印又は署名）</u></p> <p style="text-align: center;">関係人参加許可申請書 —以下略—</p>
<p>様式第4号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>行政庁名 殿</p> <p style="padding-left: 100px;">住 所 氏名又は名称及び代表者氏名 ㊦</p> <p style="text-align: center;">不利益処分に関する文書等閲覧請求書 —以下略—</p>	<p>様式第4号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>行政庁名 殿</p> <p style="padding-left: 100px;">住 所 氏名又は名称及び代表者氏名 _____ <u>（記名押印又は署名）</u></p> <p style="text-align: center;">不利益処分に関する文書等閲覧請求書 —以下略—</p>
<p>様式第6号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>聴聞の主宰者 氏 名 殿</p> <p style="padding-left: 100px;">住 所 氏名又は名称及び代表者氏名 ㊦</p> <p style="text-align: center;">補佐人出頭許可申請書 —以下略—</p>	<p>様式第6号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>聴聞の主宰者 氏 名 殿</p> <p style="padding-left: 100px;">住 所 氏名又は名称及び代表者氏名 _____ <u>（記名押印又は署名）</u></p> <p style="text-align: center;">補佐人出頭許可申請書 —以下略—</p>
<p>様式第7号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>行政庁名（主宰者の氏名）殿</p> <p style="padding-left: 100px;">住 所 氏名又は名称及び代表者氏名 ㊦</p> <p style="text-align: center;">聴聞調書（報告書）閲覧請求書 —以下略—</p>	<p>様式第7号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>行政庁名（主宰者の氏名）殿</p> <p style="padding-left: 100px;">住 所 氏名又は名称及び代表者氏名 _____ <u>（記名押印又は署名）</u></p> <p style="text-align: center;">聴聞調書（報告書）閲覧請求書 —以下略—</p>

議第 5 号

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令の制定について

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和 51 年 10 月県教育委員会訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 号中「平成 3 年法律第 110 号」を「平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。」に改め、同条第 3 項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

第 31 条第 1 項第 15 号中「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に改め、同項中第 22 号を第 24 号とし、第 19 号から第 21 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第 18 号中「別記様式第 5 号」を「別記様式第 7 号」に改め、同号を同項第 20 号とし、同項第 17 号の次に次の 2 号を加える。

(18) 育児短時間勤務承認請求書（育児休業規程別記様式第 5 号による。）

(19) 育児短時間勤務終了届出書（育児休業規程別記様式第 6 号による。）

第 31 条第 1 項に次の 3 号を加える。

(25) 自己啓発等休業（期間延長）承認申請書（職員の自己啓発等休業に関する規程（平成 19 年 12 月県教育委員会教育長訓令第 号。以下「自己啓発休業規程」という。）別記様式第 1 号による。）

(26) 自己啓発等休業に係る状況変更報告書（自己啓発休業規程別記様式第 2 号による。）

(27) 自己啓発等休業に係る職務復帰届出書（自己啓発休業規程別記様式第 3 号による。）

第 31 条第 2 項中「、育児休業若しくは育児休業の期間の延長を承認するとき又は育児休業の承認を受けた職員が職務に復帰するとき（当該育児休業の期間が満了したとき、又は当該育児休業の承認を受けた職員が休職若しくは停職の処分を受けて当該承認が効力を失ったときを除く。）は辞令書（別記様式第 5 号）を」を削り、同条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、同項第 4 項中「育児休業若しくは育児休業の期間の延長を承認した場合又は育児休業の承認を受けた職員が育児休業の承認の失効若しくは取消しにより職務に復帰した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 育児休業、育児短時間勤務又は自己啓発等休業を承認した場合

(2) 育児休業、育児短時間勤務又は自己啓発等休業の期間の延長を承認した場合

(3) 育児休業又は自己啓発等休業の承認を受けた職員が当該承認の失効又は取消しにより職務に復帰した場合

(4) 育児短時間勤務の承認の失効又は取消しにより当該承認を受けた職員の育児短時間勤務が終了した場合

(5) 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をさせた場合又は当該短時間勤務が終了した場合

第 31 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、辞令書（別記様式第 5 号）を当該職員に交付するものとする。

(1) 育児休業、育児短時間勤務又は自己啓発等休業を承認するとき。

- (2) 育児休業、育児短時間勤務又は自己啓発等休業の期間の延長を承認するとき。
- (3) 育児休業又は自己啓発等休業の承認を受けた職員が職務に復帰するとき（当該育児休業若しくは自己啓発等休業の期間が満了したとき又は当該育児休業若しくは自己啓発等休業の承認を受けた職員が休職若しくは停職の処分を受けて当該承認が効力を失ったときを除く。）。
- (4) 育児短時間勤務の承認が効力を失ったとき（当該育児短時間勤務の承認を受けた職員が休職若しくは停職の処分を受けて当該承認が効力を失ったときを除く。）。
- (5) 育児短時間勤務の承認を取り消すとき。
- (6) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせるとき又は当該短時間勤務が終了したとき。
- 別記様式第5号の注書第4項第1号の表中第25項を第27項とし、第15項から第24項までを2項ずつ繰り下げ、第14項の次に次の2項を加える。

14 育児短時間勤務等	育児短時間勤務を承認する場合	育児短時間勤務を承認する週○時間勤務とする 期間は○年○月○日から○年○月○日までとする	
	育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合	育児短時間勤務を○年○月○日まで延長する	
	育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認する場合又は当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認する場合	育児短時間勤務の承認を取り消し、○年○月○日付けで請求のあった育児短時間勤務を承認する週○時間勤務とする 期間は○年○月○日から○年○月○日までとする	
	育児短時間勤務の承認が効力を失った場合	育児短時間勤務の承認の失効	1) 育児短時間勤務の承認を受けた職員が休職又は停職の処分を受けて当該承認が効力を失った場合を除く。 2) 承認の失効に伴い新たな発令をする場合には、当該発令事項を記載すること。
	育児短時間勤務の承認を取り消す場合	育児短時間勤務の承認を取り消す	承認を取り消すことに伴い新たな発令をする場合には、当該発令事項を記載すること。

	育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務を命ずる	
	育児休業法第17条の規定による短時間勤務が終了した場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務の終了	短時間勤務の終了に伴い新たな発令をする場合には、当該発令事項を記載すること。
15 自己啓発等休業	承認する場合	自己啓発等休業を承認する期間は○年○月○日から○年○月○日までとする	
	自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合	自己啓発等休業の期間を○年○月○日まで延長する	
	職務に復帰する場合	自己啓発等休業の承認の取消しにより職務に復帰することを命ずる	復職の場合に準ずること。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年1月1日から、附則第3項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この訓令の施行前においても、改正後の第31条及び別記様式第5号の規定の例により行うことができる。
- 3 山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年12月県条例第 号）第2条第1項の規定による承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この訓令の施行前においても、改正後の第31条及び別記様式第5号の規定の例により行うことができる。

提 案 理 由

育児短時間勤務及び自己啓発等休業の承認等に係る手続等を定めるため提案するものである。

平成19年12月20日提出

山形県教育委員会

教育長 山 口 常 夫

山形県教育委員会職員の仕事に関する手続規程新旧対照表

現 行

改 正 案

<p>(採用内申) 第8条 (略) (1) (略) (2) 任用規則第10条第1項各号のいずれか又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号に該当する場合において臨時的に任用しようとする場合は、人事内申書及び前号イからイまでの書類を提出して行うこと。 2 (略) 3 所属長は、任期付採用又は臨時的任用に係る職員の任用期間を更新しようとする場合は、人事内申書により内申しなければならぬ。この場合において、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項の規定により任用期間を更新しようとする場合は、当該職員の同意書(別記様式第4号の2)を添えて内申するものとする。</u> (所属長の処理等)</p>	<p>(採用内申) 第8条 (略) (1) (略) (2) 任用規則第10条第1項各号のいずれか又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項第2号に該当する場合において臨時的に任用しようとする場合は、人事内申書及び前号イからイまでの書類を提出して行うこと。 2 (略) 3 所属長は、任期付採用又は臨時的任用に係る職員の任用期間を更新しようとする場合は、人事内申書により内申しなければならぬ。この場合において、<u>育児休業法第6条第3項の規定により任用期間を更新しようとする場合は、当該職員の同意書(別記様式第4号の2)を添えて内申するものとする。</u> (所属長の処理等)</p>
<p>第31条 所属長は、所属職員から次に掲げる書類の提出があつた場合は、当該書類の根拠となる規程等の定めるところにより処理し、及び整理保管しておかなければならない。ただし、異例に属する事項については、総務課長に協議しなければならぬ。 (1)～(14) (略) (15) <u>育児休業等計画書(育児休業規程別記様式第2号による。)</u> (16)～(17) (略)</p>	<p>第31条 所属長は、所属職員から次に掲げる書類の提出があつた場合は、当該書類の根拠となる規程等の定めるところにより処理し、及び整理保管しておかなければならない。ただし、異例に属する事項については、総務課長に協議しなければならぬ。 (1)～(14) (略) (15) <u>育児休業等計画書(育児休業規程別記様式第2号による。)</u> (16)～(17) (略) (18) <u>育児短時間勤務承認請求書(育児休業規程別記様式第5号による。)</u> (19) <u>育児短時間勤務終了届出書(育児休業規程別記様式第6号による。)</u> (20) <u>部分休業承認請求書(育児休業規程別記様式第7号による。)</u> (21) (略) (22) (略) (23) (略) (24) (略)</p>
<p>(18) <u>部分休業承認請求書(育児休業規程別記様式第5号による。)</u> (19) (略) (20) (略) (21) (略) (22) (略)</p>	<p>(25) <u>自己啓発等休業(期間延長)承認申請書(職員の自己啓発等休業に関する規程(平成19年月県教育委員会教育長訓令第 号。以下「自己啓発休業規程」という。)別記様式第1号による。)</u> (26) <u>自己啓発等休業に係る状況変更報告書(自己啓発休業規程別記様式第2号による。)</u> (27) <u>自己啓発等休業に係る職務復帰届出書(自己啓発休業規程別記様式第3</u></p>

号による。)

2 前項の場合において、特別休暇（負傷又は疾病によるものに限る。）、忌引休暇、職場復帰又は職務専念義務の免除を承認するときは特別休暇等承認通知書（別記様式第33号の2）を、介護休暇を承認するときは当該介護休暇の承認の可否を記載した介護休暇承認申請書の写しを当該職員に交付するものとする。

3 第1項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、辞令書（別記様式第5号）を当該職員に交付するものとする。

(1) 育児休業、育児短時間勤務又は自己啓発等休業を承認するとき。

(2) 育児休業、育児短時間勤務又は自己啓発等休業の期間の延長を承認するとき。

(3) 育児休業又は自己啓発等休業の承認を受けた職員が職務に復帰するときは（当該育児休業若しくは自己啓発等休業の期間が満了したとき又は当該育児休業若しくは自己啓発等休業の承認を受けた職員が退職若しくは停職の処分を受けて当該承認が効力を失ったときを除く。）。

(4) 育児短時間勤務の承認が効力を失ったとき（当該育児短時間勤務の承認を受けた職員が退職若しくは停職の処分を受けて当該承認が効力を失ったときを除く。）。

(5) 育児短時間勤務の承認を取り消すとき。

(6) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせるとき又は当該短時間勤務が終了したとき。

4

(略)

5 所属長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別に定めるところにより報告しなければならない。

(1) 育児休業、育児短時間勤務又は自己啓発等休業を承認した場合

(2) 育児休業、育児短時間勤務又は自己啓発等休業の期間の延長を承認した場合

(3) 育児休業又は自己啓発等休業の承認を受けた職員が当該承認の失効又は取消しにより職務に復帰した場合

(4) 育児短時間勤務の承認の失効又は取消しにより当該承認を受けた職員

の育児短時間勤務が終了した場合

(5) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせた場合又は当該短時間勤務が終了した場合

6～8

(略)

2 前項の場合において、特別休暇（負傷又は疾病によるものに限る。）、忌引休暇、職場復帰又は職務専念義務の免除を承認するときは特別休暇等承認通知書（別記様式第33号の2）を、介護休暇を承認するときは当該介護休暇の承認の可否を記載した介護休暇承認申請書の写しを、育児休業若しくは育児休業の期間の延長を承認するときは育児休業の承認を受けた職員が職務に復帰するときに（当該育児休業の期間が満了したとき、又は当該育児休業の承認を受けた職員が退職若しくは停職の処分を受けて当該承認が効力を失ったときを除く。）は辞令書（別記様式第5号）を当該職員に交付するものとする。

3

(略)

4 所属長は、育児休業若しくは育児休業の期間の延長を承認した場合又は育児休業の承認を受けた職員が育児休業の承認の失効若しくは取消しにより職務に復帰した場合は、別に定めるところにより報告しなければならない。

5～7

(略)

山形県教育委員会職員の仕事に関する手続規程 別記様式新旧対照表

現 行

改 正 案

4 「発令事項」の欄には、次の表の定めるところにより記載すること。

(1)一般職の職員の場合

区分	記載事項	備考
1～14 (略)		

4 「発令事項」の欄には、次の表の定めるところにより記載すること。

(1)一般職の職員の場合

区分	記載事項	備考
1～14 (略)		
15 育児短時間勤務等	<p>育児短時間勤務を承認する場合</p> <p>期間は○年○月○日から○年○月○日までとする</p> <p>育児短時間勤務を○年○月○日まで延長する場合</p> <p>育児短時間勤務を承認する</p> <p>育児短時間勤務の承認を取り消し、○年○月○日付けで請求のあった育児短時間勤務を承認する</p> <p>育児短時間勤務を承認する場合又は当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認する場合</p> <p>育児短時間勤務の承認が失った場合</p>	<p>1) 育児短時間勤務の承認を受けた職員が休職又は停職の処分を受けて当該承認が効力を失った場合を除く。</p> <p>2) 承認の失効に伴い新たな発令をする場合は、当該発令事項を記載すること。</p>

育児短時間勤務の承認を取り消す場合	育児短時間勤務の承認を取り消す	承認を取り消すことに伴い新たな発令を要する場合は、当該発令事項を記載すること。
育児休業法第17条の規定による短時間勤務を命ずる場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務を命ずる	
育児休業法第17条の規定による短時間勤務が終了した場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務の終了	短時間勤務の終了に伴い新たな発令を要する場合は、当該発令事項を記載すること。
16 自己啓発等休業	承認する場合 自己啓発等休業を承認する期間は○年○月○日から○年○月○日までとする 自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合 職務に復帰する場合	自己啓発等休業を承認する期間は○年○月○日から○年○月○日までとする 自己啓発等休業の期間を○年○月○日まで延長する 自己啓発等休業の承認の取消しにより職務に復帰することを命ずる
17 分限免職	地方公務員法第28条第1項第○号の規定により免職する	復職の場合に準ずること。
18 失職	地方公務員法第28条第4項の規定により失職（同法第16条第○号該当）	
19 失職の例外	職員の分限に関する条例第7条第1項の規定により失職させない	
20 戒告	地方公務員法第29条第1項第○号の規定により戒告する	
21 減給	地方公務員法第29条第1項第○号の規定により○年○月○日から○年○月○日までの給料の月額○分の○を減給する	
22 停職	地方公務員法第29条第1項第○号の規定により○年○月○日から○年○月○日まで停職を命ずる	
23 懲戒免職	地方公務員法第29条第1項第○号の規定により免職する	

15 分限免職	地方公務員法第28条第1項第○号の規定により免職する	
16 失職	地方公務員法第28条第4項の規定により失職（同法第16条第○号該当）	
17 失職の例外	職員の分限に関する条例第7条第1項の規定により失職させない	
18 戒告	地方公務員法第29条第1項第○号の規定により戒告する	
19 減給	地方公務員法第29条第1項第○号の規定により○年○月○日から○年○月○日までの給料の月額○分の○を減給する	
20 停職	地方公務員法第29条第1項第○号の規定により○年○月○日から○年○月○日まで停職を命ずる	
21 懲戒免職	地方公務員法第29条第1項第○号の規定により免職する	

22 退職	退職手当を支給する場合	退職を承認する	公職の候補者となつた場合は、「公職選挙法第90条の規定により辞職とみなす」と記載すること。
	退職手当を支給しない場合	退職を承認する 退職手当は支給しない (山形県職員等に対する退職手当支給条例第○条。公益法人等への職員等の派遣等に関する条例第19条第3項)	
23 定年退職		地方公務員法第28条の2第1項の規定により定年退職	
	24 勤務延長	勤務延長をする場合 勤務延長の期限を延長する場合 勤務延長の期限を繰り上げる場合	○年○月○日まで勤務延長する 勤務延長の期限を○年○月○日まで延長する 勤務延長の期限を○年○月○日に繰り上げる
25 再任用	再任用する場合	山形県教育委員会(身分)に再任用する 任期は○年○月○日までとする (職名)を命ずる (給料表名)○級に決定する 給料月額○円を給する	
	再任用する場合	再任用短時間勤務職員 再任用の任期を更新する場合	山形県教育委員会(身分)に再任用する 任期は○年○月○日までとする 短時間勤務とする(週○時間勤務) (給料表名)○級に決定する 給料月額○円を給する 再任用の任期を○年○月○日まで更新する
	再任用の任期の満了により退職する場合	再任用の任期の満了により退職する場合	地方公務員法第○条第○項の規定による任期の満了により退職

24 退職	退職手当を支給する場合	退職を承認する	公職の候補者となつた場合は、「公職選挙法第90条の規定により辞職とみなす」と記載すること。
	退職手当を支給しない場合	退職を承認する 退職手当は支給しない (山形県職員等に対する退職手当支給条例第○条。公益法人等への職員等の派遣等に関する条例第19条第3項)	
25 定年退職		地方公務員法第28条の2第1項の規定により定年退職	
	26 勤務延長	勤務延長をする場合 勤務延長の期限を延長する場合 勤務延長の期限を繰り上げる場合	○年○月○日まで勤務延長する 勤務延長の期限を○年○月○日まで延長する 勤務延長の期限を○年○月○日に繰り上げる
27 再任用	再任用する場合	山形県教育委員会(身分)に再任用する 任期は○年○月○日までとする (職名)を命ずる (給料表名)○級に決定する 給料月額○円を給する	
	再任用する場合	再任用短時間勤務職員 再任用の任期を更新する場合	山形県教育委員会(身分)に再任用する 任期は○年○月○日までとする 短時間勤務とする(週○時間勤務) (給料表名)○級に決定する 給料月額○円を給する 再任用の任期を○年○月○日まで更新する
	再任用の任期の満了により退職する場合	再任用の任期の満了により退職する場合	地方公務員法第○条第○項の規定による任期の満了により退職